

(案)

計 画 書

大阪都市計画特別用途地区の変更（市決定）

都市計画特別用途地区である国際観光地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
特別用途地区 (国際観光地区 A地区)	約 68ha	学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く。）、個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものは建築してはならない。
特別用途地区 (国際観光地区 B地区)	約 57ha	学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く。）、個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、場内車券売場及び勝舟投票券発売所は建築してはならない。

「位置及び区域は説明図表示のとおり」

理 由

夢洲において、国際観光拠点の形成をめざし、「夢洲第2期区域マスタープラン」に基づくまちづくりの実現及び海上アクセス拠点の強化等に向けて、適切な都市機能の誘導及び維持・保全を図るため、用途地域、臨港地区及び道路の変更と併せて、本案のとおり、特別用途地区を変更しようとするものである。

(参 考)

1. 変更内容

- ・国際観光地区 (約 143.2ha) → 国際観光地区 A地区 (約 68.2ha)
国際観光地区 B地区 (約 57.1ha)

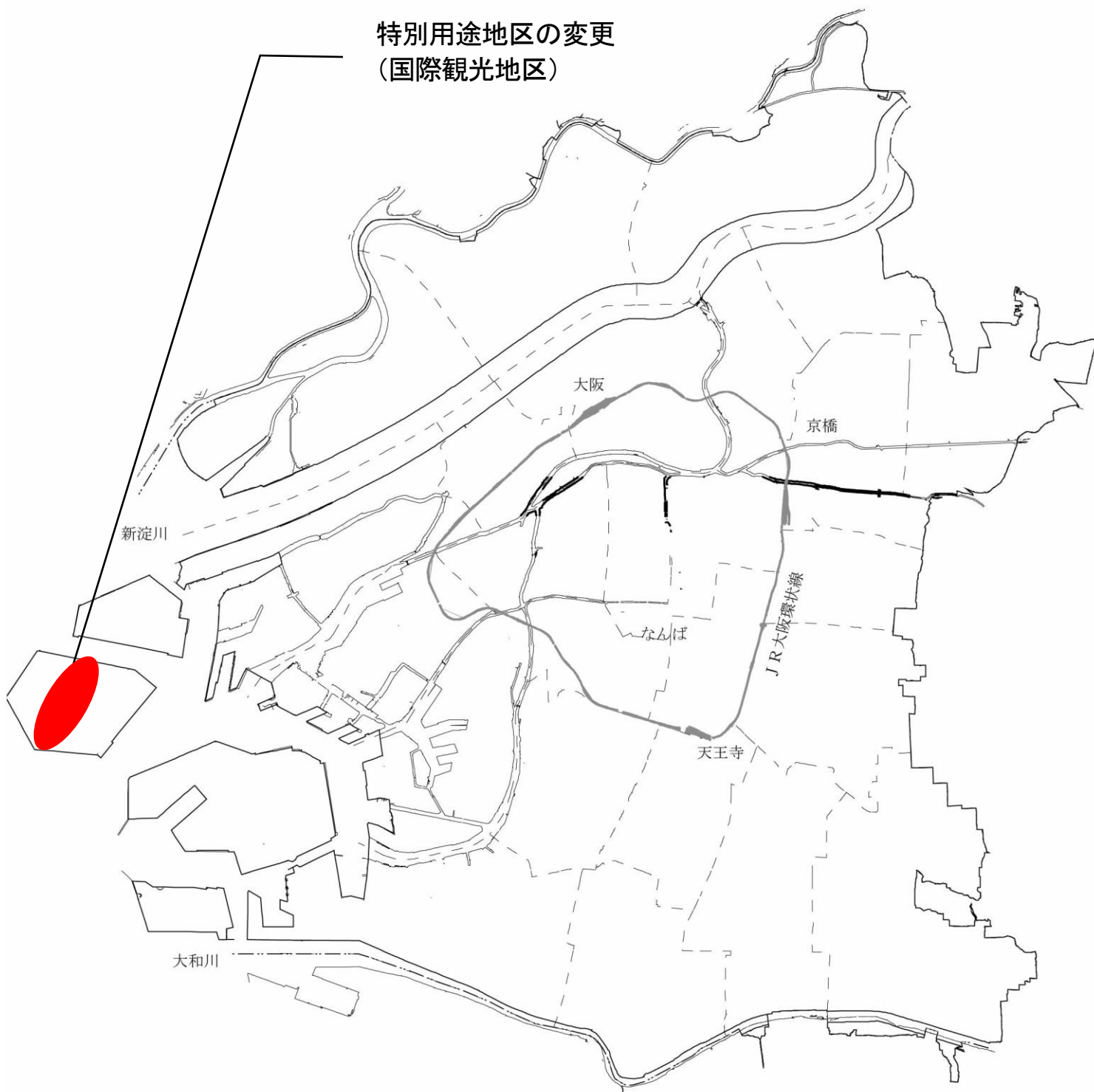
2. 変更に係る土地の区域 (約 143.2ha)

大阪市 此花区 夢洲中一丁目 地内

位置図



特別用途地区の変更 (国際観光地区)



凡例	
	特別用途地区(国際観光地区)
	特別用途地区(工業保安地区)
	都市計画道路
	都市計画都市高速鉄道(連続立体交差のみ)
	道路(計画道路含む)の境界から25m後退した境界
	道路(計画道路含む)の境界から40m後退した境界
	道路(計画道路含む)の中心による境界
	地形地物・敷地等の境界
	見通し線による境界
	都市計画区域境界・市界
	国際観光地区を削除する区域

国際観光地区の区分を変更する区域	
	A地区
	B地区
	区分界

説明図	令和8年度 特別用途地区の変更 (国際観光地区)
1/1	

